

滝沢市に建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高（2 年または 3 年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）と密接な関係を有するなど、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 滝沢市営建設工事競争入札参加資格要綱（平成 15 年告示第 24 号）（以下、「要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定により資格者名簿から抹消され、その抹消された資格者認定の有効期限が経過していない者
- (6) 資格審査申請書またはその添付書類に虚偽の掲載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 既に滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者に登録されている方について

この資格審査申請により、資格者としての認定を受けた時点で、滝沢市小規模修繕、工事等契約希望者の登録を取り消します。

4 資格審査結果及び資格有効期間について

(1) 資格審査結果について

滝沢市のホームページにて入札参加資格者名簿を公表（令和 7 年 4 月 1 日頃掲載予定）しますのでご確認下さい。（郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承下さい。）

(2) 資格の有効期間について

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

受付期間内に資格審査申請書を提出しない場合や記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理ができなかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。

5 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

なお、滝沢市では、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事の4工種について格付を行います。

6 提出書類（市税の納税証明書について）

競争入札参加資格審査申請の手引き（共通編）にて、「直近1年分の未納がないことを証明する書類（提出日の直前3か月以内に発行されたもの）」と記載しておりますが、滝沢市税務部収納課にて発行できる「滞納のない証明書」でも申請可能です。

※ 市税の納税証明書は、滝沢市に納税義務がある場合のみ提出が必要です。